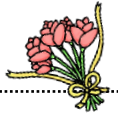


# あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸  
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地  
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

組織変更及び新事務所での業務開始に伴い、新たに「あおぞら便り」として皆様へ様々な情報をご提供致します。今後ともあおぞら税理士法人をよろしくお願い致します。(職員一同)



## 納税者と配偶者双方の所得確認を 配偶者控除と配偶者特別控除の改正

平成 29 年度税制改正により、配偶者の合計所得金額(以下本文内、所得金額)に応じて受けられる配偶者控除、配偶者特別控除が見直されました。これにより平成 30 年分から配偶者控除では納税者本人の所得金額に制限が加わり、配偶者特別控除については控除の対象となる配偶者の所得金額が拡大等されました。

### 対象となる配偶者とは

配偶者控除や配偶者特別控除における“配偶者”とは、原則としてその年の年末時点で下表 A の 3 つの条件すべてにあてはまる人を行います。この“配偶者”の所得金額に応じて、納税者は配偶者控除又は配偶者特別控除の適用が受けられます。

### 配偶者控除

平成 29 年分までの配偶者控除は、配偶者の所得金額が 38 万円以下であれば、所得税の計算上、納税者本人の所得金額に関係なく 38 万円(年末時点の配偶者の年齢が 70 歳以上の場合は 48 万円)の控除を受けることができました。これが改正で下表 B のとおり、適用を受けることができる納税者の所得金額に上限を設けた上、納税者の所得金額に応じて控除額が逓減する措置が講じられました。

下表 B でお分かりのとおり、今回の改正で影響を受けるのは、納税者自身の所得金額が 900 万円を超えた場合です。900 万円を超えると控除額が逓減し、1,000 万円を超えると適用することができなくなりました。

### 配偶者特別控除

配偶者特別控除は、納税者自身の所得金額が 1,000 万円以下であること、配偶者の所得金額に応じて、所得税の計算上、最高 38 万円まで控除が受けられるものです。これが改正で配偶者の所得金額の上限が引き上げられた一方で、所得金額が 900 万円を超える納税者については、控除額が所得金額に応じて逓減します。

具体的な金額は、裏面の表 C のとおりです。配偶者の所得金額が 76 万円以上 123 万円以下も対象に含まれることになったものの、納税者の所得金額が 900 万円を超えると配偶者の所得金額との組合せによっては、控除額がこれまでより減少するケースがあります。なお、住民税においても控除額は異なりますが、同様の改正が平成 31 年度から適用されます。この時期は平成 29 年分の確定申告が終わっている頃です。

自身の確定申告状況を確認しながら、影響を受ける場合の税額を試算されてはいかがでしょうか。(出典:MyKomon)



### A. 「配偶者」の条件

- ・婚姻届が提出されている配偶者であること(つまり、内縁関係者は対象外です)
- ・納税者と生計が一緒であること(一緒に暮らしているかどうかは関係ありません)
- ・青色申告者の事業専従者としてその年中に一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと

### B. 配偶者控除(配偶者の合計所得金額 3 8 万円(給与のみであれば年収 1 0 3 万円)以下)

適用年分		～平成29年	～平成30年	～平成29年	～平成30年
配偶者	年末時点での年齢	70歳未満		70歳以上	
納税者	合計所得金額 (給与のみの場合の 年収)	900万円以下(1,120万円以下)		38万円	48万円
		900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)		26万円	32万円
		950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,200万円以下)		13万円	16万円
		1,000万円超(1,220万円超)		—	—

影響を受ける範囲  
 合計所得金額900万円超

C.配偶者特別控除

		配偶者の給与収入（合計所得金額）											
		～103万円	～150万円	～155万円	～160万円	～167万円	～175万円	～183万円	～190万円	～197万円	～201万円	201万円超	
		(～38万円)	(～85万円)	(～90万円)	(～95万円)	(～100万円)	(～105万円)	(～110万円)	(～115万円)	(～120万円)	(～123万円)	(123万円超)	
※70歳未満		配偶者控除※	配偶者特別控除										
納税者本人の給与収入（合計所得金額）	～1,120万円（～900万円）	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	—	
	～1,170万円（～900万円）	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	—	
	～1,220万円（～1,000万円）	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	—	
	1,220万円超（1,000万円超）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

平成30年度の労災保険率は変更、雇用保険料率は据え置き

労働保険（労災保険および雇用保険）の保険料率は、定期的に見直しが行われることになっています。平成30年度の保険料率について正式に決定されましたので、それぞれについて確認しておきましょう。

平成30年度からの労災保険率

労災保険率は3年に1度、その保険率を見直す仕組みがあり、平成30年4月は見直しのタイミングとなります。今回、URLのとおり変更となります。引上げとなる業種、据え置き業種、引下げとなる業種が混在しています。

平成30年度の雇用保険料率

雇用保険料率は、毎年3月末の積立金と給付の状況に応

じて見直しが行われます。平成30年度は弾力条項により、平成29年度のまま据え置かれました。具体的には、一般の事業で9/1,000、農林水産・清酒製造の事業で11/1,000、建設の事業12/1,000となり、これを労使で負担することになります。

今回、雇用保険料率が据え置きになったことにより、給与計算をする上での料率変更は不要となりますが、平成30年度の労働保険の年度更新における概算保険料の計算では、新しい労災保険率を利用することになります。誤りのないように注意しましょう。（監修：三瓶博光）

URLはこちらです→

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000188909.html> 資料3 労災保険料率等の改定について



お仕事カレンダー	
4月10日（火）	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分）
4月16日（月）	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
4月20日（金）	●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
4月25日（水）	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
5月1日（火）	●2月決算法人の申告・納税、8月決算法人の予定納税 （前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下） ●5月・8月・11月決算法人の消費税予定納税 （直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下）



お 仕 事 備 忘 録



- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出** 住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までに（平成30年は4月16日までに）その社員が住んでいる市区町村長に届出をします。
- 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備** 5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくとういでしょう。
- 労働契約法第18条による無期転換申込権の発生** 平成25年4月以降に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超えると、労働契約法による無期転換申込権が発生します。30年4月以降、権利が発生した従業員への対応が必要です。